

居宅介護支援事業重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口および相談日等

氏名 _____ 連絡先電話番号 0598-60-0525
連絡先 FAX 番号 0598-60-2678

相談日	月～金 *12月29日～1月3日及び祝祭日、災害時等は除く
相談時間	9:00～17:00

*上記の相談日、相談時間外でも転送電話にて介護支援専門員が対応いたします。

2. 事業者の概要

事業者名	居宅介護支援事業所「ローマリンダ」
所在地	〒515-0052 三重県松阪市山室町 690-2
経営法人名	有限会社 ハッピーメディック
所在地	〒515-0045 三重県松阪市駅部田町1619-45
事業者指定番号	2470701224
管理者氏名	田中 宏樹
連絡先	0598-60-0525
サービス提供地域	旧松阪市(ただし、国道23号線以北を除く)

3. 事業所の職員体制

	員数	有資格	勤務体制
管理者	1名	社会福祉士	常勤1名(兼務)
主任介護支援専門員	2名	社会福祉士 社会福祉士・介護福祉士	常勤兼務1名 常勤専従1名
介護支援専門員	7名	介護福祉士 介護福祉士	常勤専従5名 非常勤専従2名
事務員	1名		非常勤専従1名

4. 事業の目的および運営の方針

事業の目的	<p>要介護者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービスまたは施設サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるようサービス提供事業者等、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的としています。</p>
-------	--

運営の方針	<p>利用者が要介護状態になった場合においても可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に配慮し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される居宅サービス等が、特定の種類または特定の居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、利用者が選択できるよう多様な事業者情報を提示していきます。(サービス利用割合等 説明書 別紙1)</p> <p>また、障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合は、障害福祉制度の相談支援専門員と綿密な連携を図っていきます。</p>
-------	--

5. 提供するサービスの内容

内容	提供方法
居宅サービス計画の作成と各サービス提供事業者との調整	<p>全社協「居宅サービス計画ガイドライン」を使って、利用者に必要な援助を考え、サービス担当者会議等を行い、居宅サービス計画を作成します。</p> <p>また、各サービス利用に関する事業者との調整を行います。必要に応じて保健福祉等の関係機関との連絡調整を行います。</p>
サービス実施状況及び課題の把握	<p>定期的に介護支援専門員が家庭訪問し、サービスの内容が適切かどうかの話し合いをします。</p>
給付管理	<p>介護保険を利用して受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類等について調整し、サービスが計画通りに提供されたか等を確認して、給付管理を行います。</p>
相談の対応	<p>介護保険や介護に関することなら、何でもご相談をお受けします。</p>

6. 料金について

利用料等	<p>(国の定める基準額)</p> <p>要介護1・2 10,860円</p> <p>要介護3・4・5 14,110円</p> <p>*事業所に配置される人員や、ご利用者の数によって、以下の加算が算定されます。</p> <p>特定事業所加算(Ⅰ) 5,190円</p> <p>特定事業所加算(Ⅱ) 4,210円</p> <p>特定事業所加算(Ⅲ) 3,230円</p> <p>特定事業所加算(A) 1,140円</p> <p>*その他、状況に応じて以下の加算が加算される場合があります。</p> <p>入院時情報連携加算Ⅰ 2,500円/Ⅱ 2,000円 初回加算3,000円</p> <p>退院退所加算4,500円～9,000円</p> <p>ターミナルケアマネジメント加算 4,000円</p> <p>通院時情報連携加算 500円</p> <p>緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000円</p> <p>特定事業所医療介護連携加算 1,250円</p> <p>中山間地域における 基準額に10%加算</p> <p>要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。</p> <p>※ ただし、介護保険料の滞納がある場合は、料金をいただきます。指定居宅介護支援提供証明書を発行いたします。後日、介護保険課窓口にて、差額の払い戻しを受けることができます。</p>
交通費等	<p>利用者が通常の事業実施地域以外の遠隔地におられる場合は、交通費の実費をいただく場合があります。該当される方は、詳細を説明させていただきます。</p> <p>*その他 記録の謄写費用などをいただくことがあります。</p>

7. 介護支援専門員の変更

担当の介護支援専門員に関しては、いつでも変更できます。ご相談ください。

8. 契約の解約・終了

(1)利用者は事業者に対して、口頭により、いつでもこの契約を解約することができます。

(2)事業者は、やむを得ない事由がある場合、利用者に対して7日以上予告期間をおいて理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約する事ができます。この場合、事業者は当該地域の他の居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

(3)事業者は、利用者、又はその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することが出来ます。

(4)次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- 1)利用者が介護保険施設に入所した場合
- 2)利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)または、要支援と認定された場合
- 3)利用者が死亡した場合

9.個人情報の保護

- (1)事業者、介護支援専門員、及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者、及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2)事業者は、利用者か代理人等から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該家族の個人情報を用いません。
- (3)事業者は、事業所に従事している者に対して、在職中及び退職後においても業務上知りえた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないことなど、個人情報保護に必要な事項を遵守させるものとします。

10.サービス内容に関する苦情

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

当事業者相談窓口 居宅介護支援事業所「ローマリンダ」
担 当 者 居宅介護支援事業所「ローマリンダ」管理者
電話番号 0598-60-0525
対応時間 9:00～17:00

- (2) 公的機関への苦情申出は、次の窓口で対応します。

市町村窓口 松阪市介護保険課
電話番号 0598-53-4190

三重県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理係
電話番号 059-222-4165

年 月 日

居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

<事業者>

事業者名 居宅介護支援事業所「ローマリンダ」(事業所番号 2470701224)

住所 三重県松阪市山室町690番地の2

代表者 代表取締役社長 松本 亜紀

説明者 _____

私は、本書面により事業者から重要な事項の説明を受けました。

<利用契約者>

〒

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

<代理人>

〒

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____